

## 入 札 説 明 書

案件名 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧
- III 入札書・委任状
- IV 仕様書
- V 質問書
- VI 応札仕様書



## I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 購入物品の名称

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

#### (2) 購入物品の規格、品質、性能、数量

仕様書のとおり

#### (3) 納入期限

仕様書のとおり

### 2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

#### (1) 必要な資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。

ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 入札説明書の交付を受けた者であること。

#### (2) 資格審査の申請の方法

2の(1)のイにおいて、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号。この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して5に示す応札仕様書等の提出期限までに以下に示す提出場所へ持参しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の

結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所（持参のみ）

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県経営戦略部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaiika@pref.tokushima.jp

### 3 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所，契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

郵便番号770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会教育政策課 政策調整担当

電話 088-621-3117

ファクシミリ 088-621-2879

電子メール kyouikuseisakuka@pref.tokushima.jp

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和2年7月14日（火曜日）から同年8月14日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (3) 入札説明書の交付方法

無料で配付する。

### 4 入札についての問合せ方法等

#### (1) 問合せ先

3の(1)と同じ。

#### (2) 受付期間

令和2年7月14日（火曜日）から同年8月14日（金曜日）までとし、これ以降の問合せには回答できない場合がある。

#### (3) 問合せ方法

「V質問書」により、電子メールで問合せるものに限る。

#### (4) 回答の通知方法

「V質問書」の提出者及び3の(1)で交付を受けた者へ電子メールで通知する。それ以外の通知はしない。

### 5 入札に参加する者に求められる事項等

#### (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下

「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、(2)のアに掲げる提出期限までに、(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和2年8月14日(金曜日)午後5時(必着)

イ 提出場所

3の(1)に同じ。

ウ 提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合には、封筒の表面に「学習者用コンピュータ(iPad OS端末)機器一式 応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便にて提出期限までに必着のこと。)

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和2年8月24日(月曜日)午後2時30分

イ 場所

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター4階 プレゼンテーション室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合には、書留郵便にて、(2)のアの提出期間内に必着のこと。)

(2) 郵送による場合の入札書の提出期間、宛先等

ア 提出期間

令和2年8月18日(火曜日)から同月21日(金曜日)午後5時まで

イ 宛先

郵便番号779-0108

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター教育情報課

ウ 提出方法

封筒の表面に「学習者用コンピュータ(iPad OS端末)機器一式 入札書在中」と朱書きすること。

(3) 入札の方法等

ア 入札書に記載する金額

「入札金額」は、仕様書に記載の調達物品の各種費用を積算の上、1

台当たりの費用を記載すること。代金の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### イ 入札書の作成、提出等

入札書は県が指定する様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

- (ア) 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載し、押印しなければならない。
- (イ) 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
- (ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
- (エ) 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
- (オ) 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、当該入札参加者の押印（使用印鑑届を提出している場合にあっては当該使用印鑑）のある代理権を証する委任状を提出しなければならない。

この委任状には、代理人が入札において使用する印鑑を押印しなければならない。

- (カ) 「住所」及び「氏名」並びに「印」は、次により正確に記載し押印しなければならない
  - a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載、押印（使用印鑑届を提出している場合にあっては当該使用印鑑）すること。
  - b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載し、代理人の印（＝「委任状」に押印した印）のみを押印すること。
- (キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

#### ウ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合におい

て、直ちに再度入札を行う。なお、郵便入札があり全員がそろわない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者のした入札。

イ 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「学習者用コンピュータ (iPad OS端末) 機器一式 入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札。

ウ 記名押印のない入札。

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

(ウ) 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

(オ) 使用の印鑑を誤ったもの。

オ 同一事項に対してした2通以上の入札。

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないうでした入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5によりこの入札説明書及び公告等に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約手続に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 情報公開について

入札結果，参加事業者名は情報公開の対象となり，公表するので，参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。また，入札事務の適正化を図るため，徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があつた場合には，入札代理人の氏名及び印影を公開する場合がある。

## Ⅱ 提出書類一覧

### Ⅰ 応札仕様書等提出時

#### (1) 応札仕様書等

応札仕様書には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入し、使用印鑑を押印すること。

#### ア 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、別添の様式に従い作成して提出するものとする。

#### イ カタログ等の資料 1部

応札仕様書に記載した規格、機能、性能等を満たすことが確認できるもの又は証明するもの、及び指定された様式にて作成した書類等を添付すること。

#### (2) 見積書（税抜き） 1通

この入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切の見積書を添付すること。

### 2 入札書提出時

#### (1) 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式」と記載すること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

#### (2) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

代理人の本人確認を行うので、代理人の住所・氏名を確認できる証明書（運転免許証等）を持参すること。（写しの提出は不要）

### 3 再入札時

#### (1) 入札書及び封筒の予備 1通

再入札書等を持参し再入札に備えること。

#### (2) 入札に使用する印鑑



Ⅲ 入札書・委任状

# 入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

# 再 入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年  
徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

記載例（代表者本人が入札するとき）

## 入 札 書

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年  
徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年8月24日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 日本 太郎

代表  
取締役  
之印

徳島県知事 殿

この印は県（管財課）に使用印鑑届を行った印鑑

記載例（代理人が入札するとき）

## 入 札 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年  
徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年8月24日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 日本 太郎

代理人

住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 徳島 一郎

押印不可

徳島

徳島県知事 殿

この印は委任状の受任者欄に押印したものと同一印

記載例（代表者本人が入札するとき）

## 再 入 札 書

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年  
徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年8月24日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 日本 太郎

代表  
取締役  
之印

徳島県知事 殿

この印は県（管財課）に使用印鑑届を行った印鑑

記載例（代理人が入札するとき）

## 再 入 札 書

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額	¥	1	2	3	4	5	6	7	8	9

入札案件 徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年  
徳島県規則第39号）により入札します。

令和2年8月24日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 日本 太郎

代理人

住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 徳島 一郎

徳島県知事 殿

押印不可

徳島

この印は委任状の受任者欄に押印したものと同一印

令和 2 年 月 日

## 委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

㊟

受任者 住所

氏名

㊟

私は、 を代理人とし徳島県が令和 2 年 8 月 2 4 日に執行する「徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式」の入札に関する一切の権限を委任します。

令和2年8月10日

## 委任状

徳島県知事 殿

この印は県（管財課）に  
登録した使用印鑑

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

代表  
取締役  
之印

受任者 住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地  
氏名 徳島 一郎

徳島

私は、**徳島 一郎** を代理人とし徳島県が令和2年8月24日に執行する「徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式」の入札に関する一切の権限を委任します。

この印は入札書に押印  
する印鑑と同一のもの

IV 仕様書

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

仕様書

令和2年7月  
徳島県教育委員会

## 目次

1	件名	1
2	目的	1
3	機器調達等	1
	(1) 仕様	1
	(2) 調達数	1
4	納入期限	1
5	納入場所	1
6	契約	1
	(1) 契約形態	1
	(2) 契約日	2
	(3) 契約単価	2
	(4) 契約台数	2
	(5) 本調達に含まれない機能・サービスの付加	2
	(6) 代金の支払い	2
	(7) 完了検査	2
7	各種要件等	2
	(1) 導入要件	2
	(2) 機器の搬入要件	3
	(3) 保守要件	3
	(4) 機密保持要件	3
	(5) その他	3
8	提出物	4
	【別紙1】詳細仕様	5
	【別紙2】納品先一覧	7

## 1 件名

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）  
及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ（iPad OS端末）機器一式

## 2 目的

文部科学省においてとりまとめられた「GIGAスクール構想」に基づき、義務教育課程における児童生徒1人1台情報端末を整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させる必要がある。このため、徳島県立及び県内の各市町村立学校の義務教育課程における児童生徒が使用する機器について、徳島県及び徳島県との共同調達を希望する市町村（小松島市，阿南市，美波町，板野町）の機器導入コスト軽減及び調達事務の簡素化を目的として、一括して調達するものである。

## 3 機器調達等

### （1）調達物品の規格，品質，性能

「別紙1」を参照すること。

### （2）調達物品の数量

8, 922台

※ 詳細は「別紙2」を参照すること。

## 4 納入期限

契約締結日から令和3年2月26日（金）までとする。

なお、全調達台数の1/3は令和2年12月25日（金）までに納入すること。詳細は落札決定後、徳島県及び共同調達参加市町村と個別に協議の上決定することとする。

## 5 納入場所

「別紙2」を参照すること。

## 6 契約

### （1）契約形態

落札者は徳島県及び共同調達参加市町村と個別に契約を締結するものとする。

なお、契約締結に際し、共同調達参加市町村の議会の承認が必要な場合において、承認が得られなかった場合は、当該市町村との間で契約を締結しないことがある。この場合において、徳島県及び他の共同

調達参加市町村との間では、この仕様書に定めるとおり契約を締結するものとする。

(2) 契約日

契約日は、県及び共同調達参加市町村が、個別に指示するものとする。

(3) 契約単価

入札により決定した単価を適用するものとする。

(4) 契約台数

県及び共同調達参加市町村ごとに別紙2により提示した台数で契約するものとする。ただし、別紙2で提示した台数を基準として、3%以内の増減があった場合でも入札により決定した単価で契約できるものとする。

(5) 本調達に含まれない機能・サービスの付加

本調達に含まれない機能（アプリケーションソフト、導入サービス等）の付加については、徳島県及び各共同調達参加市町村と個別に協議できるものとする。

(6) 代金の支払い

代金は、県及び共同調達参加市町村との契約に従い、個別に支払うものとする。

(7) 完了検査

契約の完了検査は、県及び共同調達参加市町村との契約に従い、個別に行うものとする。

7 各種要件等

(1) 導入要件

- ① 本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業（ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認）は本調達範囲に含まない。
- ② 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ③ サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- ④ 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
- ⑤ 納入するOSは調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。
- ⑥ 入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬出・搬入等一式）にかかる費用を含むこと。

⑦ 端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。

※ 導入にかかる概要及び基本的条件は、「別紙Ⅰ」を併せて参照すること。

## (2) 機器の搬入要件

① 機器の搬入・設置に係る要件については、徳島県、各共同調達参加市町村及び各校と協議の上進めること。

② 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、徳島県、当該市町村及び当該校と協議のうえ、対応すること。

③ 導入した機器には、徳島県及び各共同調達参加市町村が指定する名称、番号、導入日等を記載したテープラベルを貼り付ける又は刻印すること。

また、納入企業名、連絡先を記載又は刻印すること。

④ 機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は落札者が撤去し、適切に処理すること。

## (3) 保守要件

導入した機器等の保守については「別紙Ⅰ」を参照すること。

## (4) 機密保持要件

① 落札者は、徳島県及び各共同調達参加市町村の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

② 落札者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

③ 本事業で新たに作成された成果物の著作権は、徳島県及び各共同調達参加市町村の教育委員会に帰属するものとする。

④ 業務の履行については、徳島県及び各共同調達参加市町村の教育委員会情報セキュリティポリシーに基づいて実施するものとする。

## (5) その他

落札者は徳島県及び共同調達参加市町村に対して後年度負担の無い無償で提供できるサービス等についての提供を行うことができるもの

とする。但し、教育機関向けの無償のライセンスで複数の機能が実現できる場合や、無償で公開されているweb サイトで実現可能な機能などを利用する場合は、保存・蓄積された児童生徒の学習データの取り扱いが徳島県教育委員会及び各共同調達参加市町村の教育委員会ごとに異なることに留意し、各自治体が定める個人情報保護条例（必要に応じて個人情報保護審査会への諮問）や教育情報セキュリティポリシーに準じて適切なサービスが導入されるようにすること。

## 8 提出物

次の表に記載された資料を、令和3年2月26日（金）（令和2年12月25日（金））までの納入分は、令和2年12月25日（金）までに紙媒体及び電子媒体（CD又はDVDで提出）で、県及び各共同調達参加市町村ごとに2式提出すること。

No	提出資料
1	機器一覧表（納入機器，設置場所，台数等）
2	徳島県及び各共同調達参加市町村・学校ごとの機器一覧表（納入機器，設置場所，台数等）
3	機器の取扱説明書・付属品 （各学校に配付）
4	リカバリディスク・設定手順書 （徳島県及び各共同調達参加市町村に配付）
5	納入機器等の保証書 （徳島県及び各共同調達参加市町村に配付）

【別紙Ⅰ】詳細仕様

(1) 学習者用コンピュータ（児童生徒用）iPad OS端末仕様

項目	要求仕様等
OS	iPad OS
ストレージ	32GB 以上
画面	10.2～12.9 インチ，タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
キーボード	物理キーボードを有すること。(Bluetooth接続不可)
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラを内蔵していること
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを端末台数分用意すること（キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）
外部接続端子	Lightning コネクタ又は，USB Type-C コネクタ×1以上
バッテリー	8時間以上

重さ	1.5kg 未満
その他	<p>①インターネットに接続していない場合でも、校内サーバ等に接続することができ、電子教科書や学校で保有している既存教材等を活用できること。</p> <p>②校内既存のネットワークプリンタやNAS等と容易に接続できること。</p> <p>③本端末を学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必須な以下設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツール（Microsoft 365 Education GIGA Promoなど）（設定作業は含まない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の機能制御設定</li> <li>・端末が利用するApp/Bookの配信</li> <li>・接続先ネットワークの制御</li> <li>・紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）</li> </ul> <p>④2019年3月以降に発売された製品であること。</p>

## （2）学習者用コンピュータのハードウェア保守

- ① 納入後1年間は、周辺機器も含め受注者（又は納入者）を窓口とする出張修理又は引取修理を無償で行うこと。なお、パーツ、技術料等についても無償であること。
- ② 端末の不調時には、送付から2週間程度で修理または交換すること。
- ③ 機器の引き渡し後であっても、仕様を満たさないことが判明した場合には、無償でその不具合を解決すること。

【別紙2】納品先一覧

調達物品は徳島県及び共同調達参加市町村の次の表1から表4に掲げる所在地に納品することを基本とするが、落札決定後、徳島県及び共同調達参加市町村と個別に協議のうえ決定するものとする。

県及び共同調達参加市町村連絡先及び合計納入数

No	連絡先	電話番号	納入数
1	徳島県教育委員会 教育政策課	088-621-3117	501
2	小松島市教育委員会 学校課	0885-32-3811	1,756
3	阿南市教育委員会 学校教育課	0884-22-3390	5,409
4	美波町教育委員会 学校教育課	0884-77-3620	277
5	板野町教育委員会	088-672-0136	979
計 8,922台			

(表1) 教育委員会等

自治体名	教育委員会等名	郵便番号	所在地	台数
徳島県	徳島県教育委員会	779-0108	板野郡板野町犬伏字東谷1-7 徳島県立総合教育センター	501
小松島市	小松島市教育委員会	773-0006	小松島市横州町2番14号	0
阿南市	阿南市教育委員会	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3	0
美波町	美波町教育委員会	779-2305	海部郡美波町奥河内字寺前153-1	0
板野町	板野町教育委員会	779-0105	板野郡板野町大寺字亀山西190	0

(表2) 小学校

自治体名	学校名	郵便番号	所在地	台数
小松島市	小松島小学校	773-0002	小松島市神田瀬町2番63号	137
	南小松島小学校	773-0001	小松島市小松島町字高須36番地	470
	北小松島小学校	773-0015	小松島市中田町字浜田33番地	138
	千代小学校	773-0015	小松島市中田町字奥林29番地	128
	児安小学校	773-0012	小松島市田浦町字近里27番地	163

自治体名	学校名	郵便番号	所在地	台数
小松島市	芝田小学校	773-0008	小松島市田野町字中須45番地	95
	立江小学校	773-0017	小松島市立江町字松本34番地の3	94
	櫛淵小学校	773-0018	小松島市櫛淵町字北佃45番地	48
	坂野小学校	773-0023	小松島市坂野町字根上り6番地の1	105
	和田島小学校	773-0025	小松島市和田島町字山のはな8番地	187
	新開小学校	773-0022	小松島市大林町字中津37番地	191
阿南市	中野島小学校	774-0044	阿南市上中町中原182番地1	208
	横見小学校	774-0042	阿南市横見町前長岡67番地2	93
	富岡小学校	774-0011	阿南市領家町浜田200番地	517
	宝田小学校	774-0045	阿南市宝田町久保田124番地	146
	大野小学校	774-0047	阿南市下大野町三条5番地	99
	長生小学校	774-0046	阿南市長生町五反地25番地2	115
	見能林小学校	774-0017	阿南市見能林町西内35番地	419
	津乃峰小学校	774-0021	阿南市津乃峰町戎山129番地37	120
	桑野小学校	779-1402	阿南市桑野町岡元40番地1	166
	山口小学校	779-1403	阿南市山口町久延69番地1	40
	吉井小学校	771-5172	阿南市吉井町原18番地2	69
	橘小学校	774-0023	阿南市橘町大浦166番地1	61
	福井小学校	779-1620	阿南市福井町大西192番地1	64
	椿小学校	779-1750	阿南市椿町黒田47番地	15
	伊島小学校	774-1760	阿南市伊島町瀬戸3番地2	4
	椿泊小学校	779-1740	阿南市椿泊町東127番地	8
	新野小学校	779-1510	阿南市新野町南宮ノ久保70番地1	85
	新野東小学校	779-1510	阿南市新野町是国37番地2	29
	今津小学校	779-1115	阿南市那賀川町敷地238番地	153
	平島小学校	779-1242	阿南市那賀川町赤池131番地2	345
羽ノ浦小学校	779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄原婦知1番地1	676	
岩脇小学校	779-1106	阿南市羽ノ浦町岩脇町筋87番地	209	
美波町	伊座利小学校	779-2107	海部郡美波町伊座利354-2	7
	由岐小学校	779-2103	海部郡美波町西の地字谷裏90の19	49
	日和佐小学校	779-2305	海部郡美波町奥河内字本村34番地1	126
板野町	板野東小学校	779-0104	板野郡板野町吹田字町東2番地	349
	板野東小学校大坂分校	779-0101	板野郡板野町大坂字宮東20番地	6
	板野西小学校	779-0111	板野郡板野町那東字泉西5番地	137
	板野南小学校	779-0118	板野郡板野町下庄字栖養44番地	153

(表3) 中学校・中等教育学校(前期課程)

自治体名	学校名	郵便番号	所在地	台数
徳島県	城ノ内中等教育学校(前期課程)	770-0003	徳島市北田宮1丁目9番30号	0
	県立川島中学校	779-3303	吉野川市川島町桑村367番地3	0
	富岡東中学校	774-0011	阿南市領家町走寄102番2	0
小松島市	小松島中学校	773-0010	小松島市日開野町字弥三次3番地の1	0
	小松島南中学校	773-0017	小松島市立江町字赤石78-2	0
阿南市	阿南中学校	774-0017	阿南市見能林町南勘高1番地	532
	阿南第一中学校	774-0046	阿南市長生町西方589番地	336
	加茂谷中学校	771-5173	阿南市加茂町南不け1番地	31
	福井中学校	779-1620	阿南市福井町大西141番地	40
	椿町中学校	779-1750	阿南市椿町宮ヶ谷23番地	11
	伊島中学校	774-1760	阿南市伊島町瀬戸3番地	4
	新野中学校	779-1510	阿南市新野町馬見21番地	40
	阿南第二中学校	779-1401	阿南市内原町竹ノ内口143番地1	130
	那賀川中学校	779-1235	阿南市那賀川町苅屋370番地1	268
	羽ノ浦中学校	779-1102	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田154番地	376
美波町	由岐中学校	779-2103	海部郡美波町西の地字谷裏4	7
	由岐中学校伊座利分校	779-2107	海部郡美波町伊座利354-2	9
	日和佐中学校	779-2306	海部郡美波町西河内字大久保76番地の1	79
板野町	板野中学校	779-0105	板野郡板野町大寺字郡頭11番地	334

(表4) 特別支援学校

自治体名	学校名	郵便番号	住所	台数
徳島県	徳島視覚支援学校	770-8063	徳島市南二軒屋町2丁目4番55号	0
	徳島聴覚支援学校	770-8063	徳島市南二軒屋町2丁目4番55号	0
	板野支援学校	779-0105	板野郡板野町大寺字大向北1-2	0
	国府支援学校	779-3126	徳島市国府町矢野字松木348番地	0
	鴨島支援学校	776-0031	吉野川市鴨島町敷地1392-2	0
	ひのみね支援学校	773-0015	小松島市中田町新開4-1	0
	阿南支援学校	774-0049	阿南市上大野町大山田52	0
	阿南支援学校ひわさ分校	779-2302	海部郡美波町北河内字本村360	0
	池田支援学校	778-0020	三好市池田町州津井関1103-3	0



## V 質問書

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・  
特別支援学校（小中学部）及び市町村立小中学校  
学習者用コンピュータ（iPad OS 端末）  
機器一式調達に関する質問書

提出者

会社名

担当部局名

担当者氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

質問事項（質問年月日：令和2年 月 日）

表 題	

（注）質問は、1問につきこの用紙1枚を使用し、質問が複数となる場合は、別葉とすること。

提出先 徳島県教育委員会教育政策課 政策調整担当  
電子メール [kyouikuseisakuka@pref.tokushima.jp](mailto:kyouikuseisakuka@pref.tokushima.jp)



# 応札仕様書

徳島県知事殿

住所 \_\_\_\_\_  
 商号 \_\_\_\_\_  
 代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話 \_\_\_\_\_  
 e-mail \_\_\_\_\_

徳島県が行う、徳島県立中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校(小中学部)及び市町村立小中学校学習者用コンピュータ(iPad OS端末)機器一式の入札については、次の機器仕様等で応札します。

## 1 調達物品総括表

機器名	貴社が納入する製品名	数量	可否欄	判定
Apple iPad OS端末		8,922台		

## 2 調達物品仕様等

## (1)Apple iPad OS端末

基本性能・条件		可否欄	カタログ	判定
OS	iPad OS			
ストレージ	32GB 以上			
画面	10.2～12.9インチ、タッチパネル対応			
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上			
キーボード	物理キーボードを有すること。(Bluetooth接続不可)			
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラを内蔵していること			
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを端末台数分用意すること(キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)			
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1以上(マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)			
外部接続端子	Lightningコネクタ又は、USBType-Cコネクタ×1以上			
バッテリー	8時間以上			
重さ	1.5kg未満			
その他	①インターネットに接続していない場合でも、校内サーバ等に接続することができる。電子教科書や学校で保有している既存教材等を活用できること。			
	②校内既存のネットワークプリンタやNAS等と容易に接続できること。			
	③本端末を学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要な以下設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツール(Microsoft 365 Education GIGA Promoなど)(設定作業は含まない) ・端末の機能制御設定 ・端末が利用するApp/Bookの配信 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時のセキュリティ設定(強制ロック、強制ワイプなど)			
	④2019年3月以降に発売された製品であること。			

## (2)学習者用コンピュータのハードウェア保守

項目	可否欄	判定
(1)納入後1年間は、周辺機器も含め受注者(又は納入者)を窓口とする出張修理又は引取修理を無償で行うこと。なお、パーツ、技術料等についても無償であること。		
(2)端末の不調時には、送付から2週間程度で修理または交換すること。		
(3)機器の引き渡し後であっても、ここに示した仕様を満たさないことが判明した場合には、無償でその不具合を解決すること。		

## (3)各種要件

基本性能・条件		可否欄	判定
契約形態	落札者は徳島県及び各共同調達参加市町村と個別に契約を締結するものとする。 契約締結に際し共同調達参加市町村の議会の承認が必要な場合において、承認が得られなかった場合は、当該市町村との間で契約を締結しないことがある。この場合において、徳島県及び他の共同調達参加市町村の間では、入札仕様書に定めたとおり契約を締結するものとする。		
契約日	契約日は、県及び共同調達参加市町村が、個別に指示するものとする。		
契約単価	入札により決定した単価を適用するものとする。		
契約台数	県及び各共同調達参加市町村が入札仕様書により提示した台数で契約するものとする。ただし、入札仕様書により提示した台数を基準として3%以内の増減があった場合でも入札により決定した単価で契約できるものとする。		
調達に含まれない機能・サービスの付加	本調達に含まれない機能(アプリケーションソフト、導入サービス等)の付加については、徳島県及び各共同調達参加市町村と個別に協議できるものとする。		
代金の支払い	代金は、県及び共同調達参加市町村との契約に従い、個別に支払うものとする。		
完了検査	契約の完了検査は、県及び共同調達参加市町村との契約に従い、個別に行うものとする。		
導入要件	①本調達の範囲は端末等の納入までとし、その後の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認)は本調達範囲に含まない。		
	②納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。		
	③サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。		
	④端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。		
	⑤納入するOSは調達の時点で最新バージョンのものを調達すること。		
	⑥入札額には、本仕様書に記載した全ての要求事項(機器等調達、搬出・搬入等一式)にかかる費用を含むこと。		
	⑦端末管理ツールに登録するために必要な端末情報を提出すること。		
機器の搬入要件	①機器の搬入・設置に係る要件については、徳島県、各共同調達参加市町村及び各校と協議の上進めること。		
	②搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、徳島県、当該市町村及び当該校と協議のうえ、対応すること。		
	③導入した機器には、徳島県及び各共同調達参加市町村が指定する名称、番号、導入日等を記載したテプラベルを貼り付ける又は刻印すること。また、納入企業名、連絡先を記載又は刻印すること。		
	④機器等の導入の際に出た不要な配線及び梱包物等は落札者が撤去し、適切に処理すること。		
機密保持要件	①落札者は、徳島県及び各共同調達参加市町村の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。		
	②落札者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。		
	③本事業で新たに作成された成果物の著作権は、徳島県及び各共同調達参加市町村の教育委員会に帰属するものとする。		
	④業務の履行については、徳島県及び各共同調達参加市町村の教育委員会情報セキュリティポリシーに基づいて実施するものとする。		

## 3 納入場所

	可否欄	判定
調達物品は入札仕様書に掲げる所在地に納品することを基本とするが、落札決定後、徳島県及び各共同調達参加市町村と個別に協議のうえ決定するものとする。		

## 4 納入期限

	可否欄	判定
令和3年2月26日までとする。 なお、全調達台数の1/3は令和2年12月25日までに納入すること。		

## 5 仕様書提出上の注意事項

- ・ 応札仕様書を提出する際には、導入機器が仕様を満たしているかどうかを確認できるカタログ等の公表された資料を提出してください。
- ・ カタログには通し番号(A, B, C, …)を記載し、カタログの該当記載事項には、赤の下線を付け(又はマーカーで塗り)、各ページの上部に付箋を貼ってください。
- ・ 上記「カタログ欄」には、当該機器及び機能の記載されたカタログの通し番号(A, B, C, …)とページ番号を記載してください。  
記載例: カタログ「A」の11ページ目に記載されている事項の場合は、「A11」

## 契約書(案)

徳島県立中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小中学部）学習者用コンピュータ（iPad OS 端末）機器一式の購入について買受人徳島県（以下「甲」という。）と納入者\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）との間において次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び物品）

第1条 売買の目的及び目的となる物品は、次のとおりとする。

(1) 売買の目的 「GIGAスクール構想」の実現に必要な義務教育課程における児童生徒1人1台端末の購入

(2) 目的物品 仕様書記載のとおり

（契約物件代金）

第2条 契約物件代金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）とする。

2 前項の「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約物件代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 乙は契約成立後、仕様書記載の指定場所に納入し、甲の指名する係員の検査を受け甲に引渡しをする。

（契約不適合責任）

第5条 物品について前条の検査完了後、種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに、これを契約に適合する物品に交換しなければならない。

3 前項の場合において、乙が交換に応じる期間は、前条の検査終了後1年間とする。

（危険負担）

第6条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

（履行の遅延）

第7条 乙の責めに帰する理由により物件を納入期限までに納入しない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあると認めるときは、遅延利息を徴収して納入期限を延期することができる。この場合の遅延利息は、納入期限の翌日から納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、甲は、算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、これを徴しないことができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (2) 乙が納入期限までに契約物件を完納することができないと甲が認めるとき。
  - (3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき，又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 乙は，前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても，甲に対してその損害の賠償を求めることができない。

（代金の支払）

第9条 甲は，契約物件完納後の適法な支払請求書が支出命令権者に到着したときから30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を，いかなる方法をもってするを問わず，第三者に譲渡し，承継し，一括して下請若しくは委任し，又は担保に供してはならない。ただし，書面により甲の承諾を得た場合，又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては，この限りでない。

2 前項ただし書により，乙が売掛債権を譲渡した場合，甲の乙に対する弁済の効力は，徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき，徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（その他）

第11条 前各条によるほかは，徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）による。

この契約の締結を証するため，この契約書2通を作成し，甲乙両者記名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙